

特定受託事業者に係る取引適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化法等) について



厚生労働省 島根労働局雇用環境・均等室

☎ 0852-31-1161

「フリーランス」とは？

- ・企業に属さず個人で働く方
- ・従業員のいない法人(例:一人社長)
- ・一人親方といわれるような、建築・建設現場の職人
建築工事、水道工事、電気工事、空調工事、外構工事etc
- ・年齢制限もないので高齢者の方も含まれます
- ・業種/業界の限定はありません



フリーランスはさまざまな場所で活躍しています！

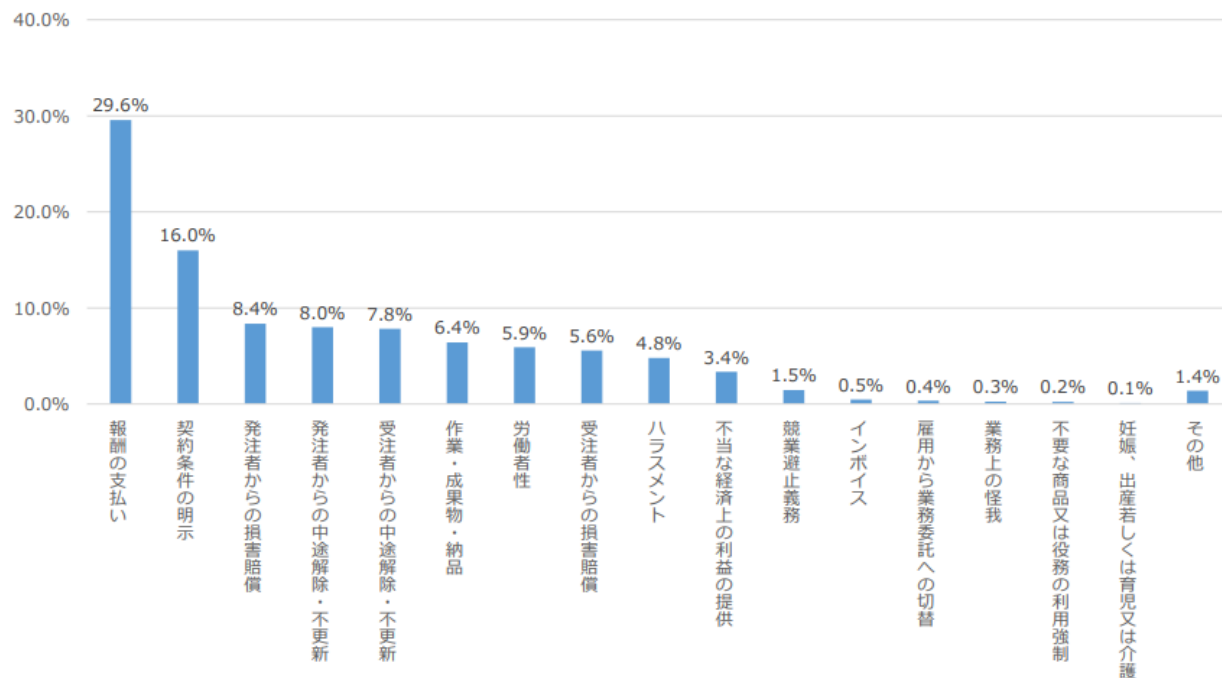


フリーランス・事業所間取引適正化法

近年、働き方の多様化が進み、フリーランスという働き方が社会に普及してきた一方で、フリーランスが取引先との関係で、報酬の不払いや支払い遅延、記載不十分な発注書もしくはそもそも発注書を受領していないことやハラスメントなど 様々な問題やトラブルを経験していることが明らかになっています。

「個人」であるフリーランスと「組織」である発注事業者の間には交渉力や情報収集力の格差が生じやすく、フリーランスは取引上弱い立場に置かれやすい状況にあります。そこで、発注事業者とフリーランスの業務委託に係る取引全般に当てはまり、業種横断的に共通する最低限のルールを定めました。

● 相談内容は、最も多いのが「報酬の支払い」で29.6%、次いで多いのが「契約条件の明示」の相談で16.0%となっている。



👉 **本法律施行後:令和8年4月～5月にフリーランス110番に寄せられた相談内容**

N=5,094 ただし、1つの相談につき複数の相談内容が踏まれる場合は各相談内容についてカウント。

(参考)「報酬の支払い」: 報酬の全額不払い(9.5%)、支払遅延(7.3%)、一方的減額(10.0%)、著しく低い報酬(1.9%)、その他報酬の支払いに関する事項(0.8%)。「契約条件の明示」: 書面等の不交付(7.6%)、条件・内容が不明確(7.4%)、不適格な募集情報(0.7%)、その他契約条件の明示に関する事項(0.3%)。「作業・成果物・納品」: 受領拒否(0.9%)、成果物の返品(0.1%)、内容変更・やり直し(3.9%)、納品日の変更(0.1%)、知的財産権関係(1.2%)、その他作業・成果物・納品に関する事項(0.1%)。「その他」: アカウント停止、個人情報の扱い、仕事がもらえないなど。

フリーランス法は、フリーランス(特定受託事業者)と取引をする全ての発注事業者(特定業務委託事業者・業務委託事業者)が守らなければならないルールを定めた法律です。

施行日: 令和6年11月1日

…令和6年11月1日以降契約された、更新された契約が対象となります。

本法律の対象となる「事業者」の定義

本法律は、従業員を使用せず一人の「個人」として業務委託を受ける特定受託事業者と、従業員を使用して「組織」として業務委託をする特定業務委託事業者との間の「業務委託」に係る取引に適用されます。

本法律では、対象となる当事者として「フリーランス」と「発注事業者」を次のように定義しています。

フリー
ランス

【特定受託事業者】※1

業務委託の相手方である事業者であって、次の①、②のいずれかに該当するもの

- ① 個人であって、従業員を使用しないもの
- ② 法人であって、一の代表者以外に他の役員※2がなく、かつ、従業員を使用しないもの

ただし、第14条では、「特定受託業務従事者」(特定受託事業者である①の個人または特定受託事業者である②の法人の代表者)と定義

※1 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「特定受託事業者」に該当します。

※2 同居親族が役員である場合、「他の役員」に該当し、本法律の適用外になります。

発注
事業者

【特定業務委託事業者】

フリーランスに業務委託をする事業者であって、次の①、②のいずれかに該当するもの

- ① 個人であって、従業員を使用するもの
- ② 法人であって、二以上の役員がいる、または従業員を使用するもの

【業務委託事業者】※

フリーランスに業務委託をする事業者

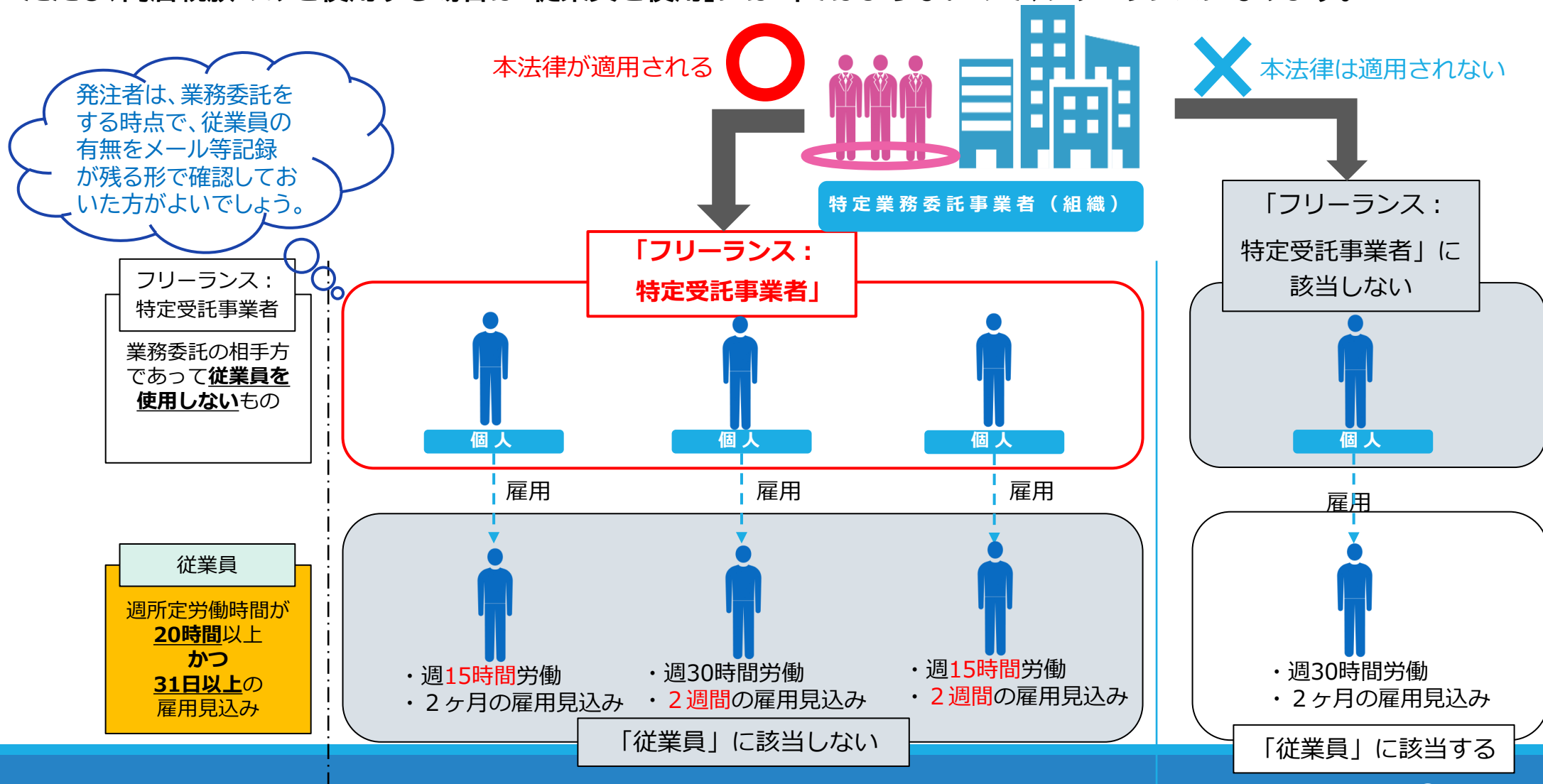
※ フリーランスがフリーランスに業務委託する場合も含まれます

本法律の対象とならない「従業員を使用」とは？

フリーランスとは、従業員を使用しないもの！

「従業員を使用」とは、週所定労働時間が20時間以上かつ継続して31日以上雇用が見込まれる労働者を雇用することをいいます。

つまり、このような労働者を雇用している場合には、個人事業主であってもフリーランス(特定受託事業者)には当たりません。ただし、同居親族のみを使用する場合は「従業員を使用」には当てはまらないので、フリーランスになります。

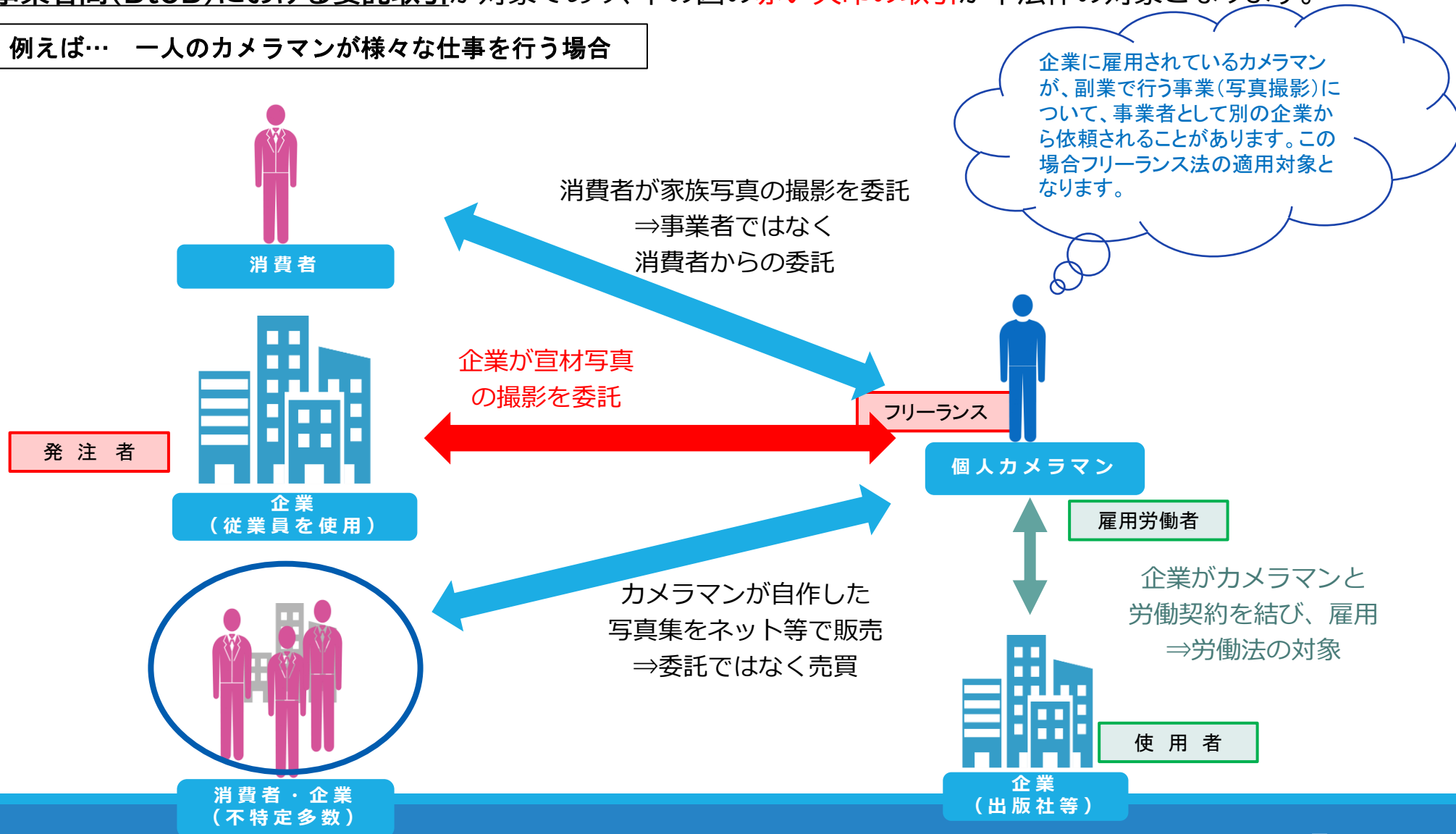


対象となる取引と対象とならない取引

本法律の対象となる「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者へ、給付(委託の結果受け取るもの)に係る仕様、内容等を指定して、**物品の製造・加工**、**情報成果物の作成**または**役務の提供**を委託することをいいます。

つまり、事業者間(BtoB)における委託取引が対象であり、下の図の**赤い矢印の取引**が本法律の対象となります。

(図) 例えば… 一人のカメラマンが様々な仕事を行う場合



フリーランス・事業所間取引適正化法

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

本法律の規制の内容

公正取引委員会



中小企業庁



取引の適正化

2つの義務

第3条:書面等による
取引条件の明示

第4条:期日における
報酬支払

第5条:7つの禁止行為

受領拒否

報酬の減額

返 品

買ったたき

購入・利用強制

不当な経済上の利益
の提供要請

不当な給付内容の変更・やり直し

厚生労働省

就業環境の整備

4つの義務

第12条:募集情報の的確表示

第13条:育児介護等と業務の両立に対する
配慮

第14条:ハラスメント対策に係る体制整備

第16条:中途解除等の事前予告・理由開示

本法律の規制の内容ー義務と禁止

フリーランスに業務委託する発注事業者に対して課せられる義務と禁止行為については、発注事業者の従業員の使用の有無や取引の期間により課せられる規制が異なります。

発注側

発注事業者に対する義務■・禁止行為□

受注側

業務委託事業者
(従業員又は役員の有無は問わない)

例：個人事業者（従業員なし）
一人社長（法人：従業員なし）

特定業務委託事業者
(従業員又は役員がいる)

例：大企業・中小企業
個人事業者（従業員あり）

1か月以上の業務委託の場合

6か月以上の業務委託の場合

■ 書面等による取引条件の明示

- 書面等による取引条件の明示
- 期日における報酬支払
- 募集情報の的確表示
- ハラスメント対策に係る体制整備

上記に加えて、
□ 禁止行為（受領拒否、報酬の減額等）

- 上記に加えて、
- 育児介護等と業務の両立に対する配慮
 - 中途解除等の事前予告・理由開示

特定受託事業者
(いわゆるフリーランス)

個人事業者（従業員なし）
一人社長（法人）



【人物・就職業】男性 システムエンジニア



【人物・就職業・道具・乗り物】女性 トラック 運転手

募集情報の的確表示義務(第12条)

発注事業者(特定業務委託事業者)は、広告等(※)によりフリーランスを募集する際は、その情報について、

- 虚偽の表示** をしてはならず
- 誤解を生じさせる表示** もしてはならず、
- 正確かつ最新の内容**に保たなければなりません。

※ 広告等とは、①新聞、雑誌に掲載する広告、②文書の掲出・頒布、③書面、④ファックス、⑤電子メール・メッセージアプリ等(メッセージ機能があるSNSを含む。)、⑥放送、有線放送等(テレビ、ラジオ、オンデマンド放送、ホームページ、クラウドソーシングサービスのプラットフォーム等)をいいます。



広告等により広く提供される募集情報
(フリーランスへの業務委託が想定される募集)

フリーランスに
なりうる者(2人以上)

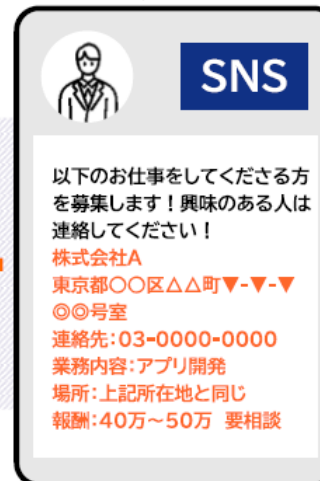
知人等特定の1人の事業主を相手にする場合、すでに契約交渉段階にあり、交渉の中で取引条件の確認・変更ができるので、本義務の対象外となります。

①氏名(名称) ②住所 ③連絡先 ④業務の内容
⑤業務に従事する場所 ⑥報酬 (6情報)

を記載することが必要です。

募集主の皆さまは、インターネットやSNS等でフリーランスを募集する際はこれらの情報が記載されていない場合は法令違反となりますので注意してください。

募集主



フリーランス

※ イメージ図

的確表示義務の対象となる募集情報とは

的確表示の対象となる募集情報の事項	具体的な内容の例
① 業務の内容	・成果物または役務提供の内容 ・業務に必要な能力または資格 ・検収基準 ・不良品の取扱いに関する定め ・成果物の知的財産権の許諾・譲渡の範囲 ・違約金に関する定め など
② 業務に従事する場所・期間・時間に関する事項	・業務を遂行する場所、納期、期間、時間 など
③ 報酬に関する事項	・報酬の額（算定方法を含む） ・支払期日 ・支払方法 ・交通費や材料費等の諸経費（報酬から控除されるものも含む） ・成果物の知的財産権の譲渡・許諾の対価 など
④ 契約の解除・不更新に関する事項	・契約の解除事由 ・中途解除の際の費用・違約金に関する定め など
⑤ フリーランスの募集を行う者に関する事項	・フリーランスの募集を行う者の名称・住所・連絡先・業績 など

募集情報の掲載イメージ

労働者の募集と混同させる表示をしていますか？（誤解を生じさせる表示の禁止）

実際に業務委託を行う事業者と別の事業者名で求人掲載していますか？（虚偽の表示の禁止）

デザイン・イラスト作成（業務委託）	
最終更新日：●●年●月●日 掲載開始日：●●年●月●日	
業務内容	アプリを使用したデータ（Web漫画等）のカラーリング作業
業務場所	自宅等 ※在宅作業も可
納期	毎月20日まで
期間	●●年●月～●月
報酬	1話ごと〇〇円
支払方法	毎月●日に口座振込
交通費	なし
募集企業	株式会社〇〇 〒xxx-xxxx △△県〇〇市▲▲1丁目1-1 TEL:xx-xxxx-xxxx

古い情報のまま掲載されていませんか？
（正確かつ最新の表示の義務）

報酬額等について、実際の報酬額等よりも高額であるかのように表示していませんか？
（誤解を生じさせる表示の禁止）

募集を行う者の氏名又は名称等（（1）氏名又は名称、（2）住所（所在地）、（3）連絡先、（4）業務の内容、（5）業務に従事する場所、（6）報酬の6事項）が記載されていますか？
（誤解を生じさせる表示の禁止）

育児介護等と業務の両立に対する配慮義務(第13条)

「育児」とは小学校就学前までの子の養育、
「介護」とは2週間以上要介護状態の配偶者、
父母、配偶者の父母、子等の介護をいいます。
育児・介護休業法の定義と同じです。

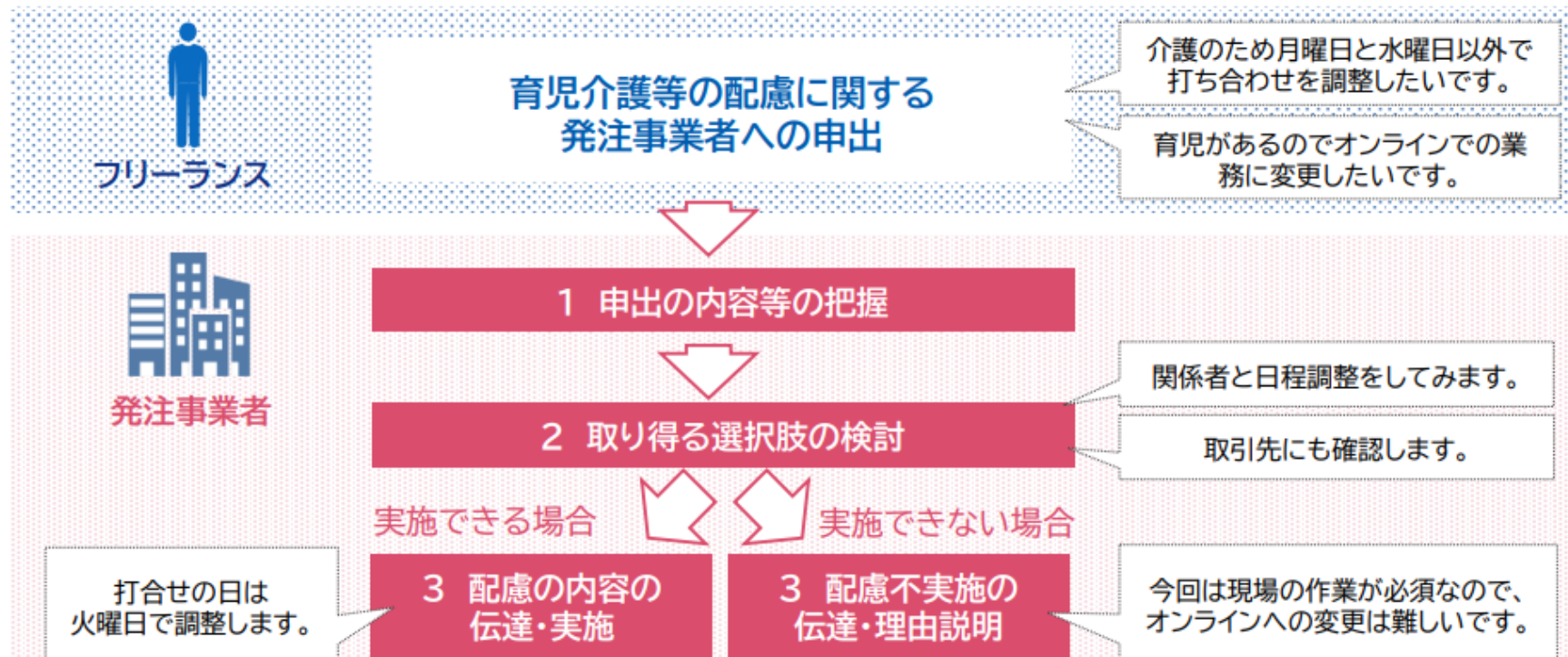
発注事業者は、**フリーランスからの申出**に応じて、

□ **6か月以上**の期間で行う業務委託について、フリーランスが妊娠、出産、育児または介護(育児介護等)と業務を両立できるよう、**必要な配慮をしなければなりません。**

□ **6か月未満**の期間で行う業務委託について、フリーランスが育児介護等と業務を両立できるよう、**必要な配慮をするよう努めなければなりません。**

発注事業者の義務

発注事業者は、フリーランスからの申出があった場合、次の1～3の配慮を行わなければなりません。



育児介護等と業務の両立に対する配慮義務(第13条)における望ましくない取扱い

フリーランスからの申出を阻害すること

該当する例

- 膨大な資料の提出など、申出の手続きをわざと煩雑・過重負担になるようにすること。
- 発注事業者の役員または従業員が、申出をためらわせるような言動を行うこと。

フリーランスが申出をしたことまたは配慮を受けたことのみを理由に契約の解除その他の不利益な取扱い(※)を行うこと

該当する例

- フリーランスが出産に関する配慮を受けたことを理由として、現に役務を提供しなかった業務量に相当する分を超えて報酬を減額すること。
- フリーランスが育児介護等の配慮を受けたことを理由として、発注事業者の従業員が繰り返し・継続的に嫌がらせ的な言動を行い、フリーランスの能力発揮や業務の継続に悪影響を生じさせること。

※ 申出をした、または配慮を受けたこととの間に因果関係がある行為であるかが判断基準になります。

該当しない例

- 育児のためこれまでよりも短い時間で業務を行うこととなったフリーランスについて、就業時間の短縮により減少した業務量に相当する報酬を減額すること。
- 配慮の申出を受けて話し合いをした結果、フリーランスが従来の数量の納品ができないことがわかったため、その分の取引の数量を削減すること。

「契約の解除その他不利益な取扱い」となる行為の例

- ① 契約の解除を行うこと。
- ② 報酬を支払わないことまたは減額を行うこと。
- ③ 給付の内容を変更させることまたは給付を受領した後に給付をやり直させること。
- ④ 取引の数量の削減
- ⑤ 取引の停止
- ⑥ 就業環境を害すること。

②について、報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった場合や、フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに報酬の額を減ずることがあった場合などは、

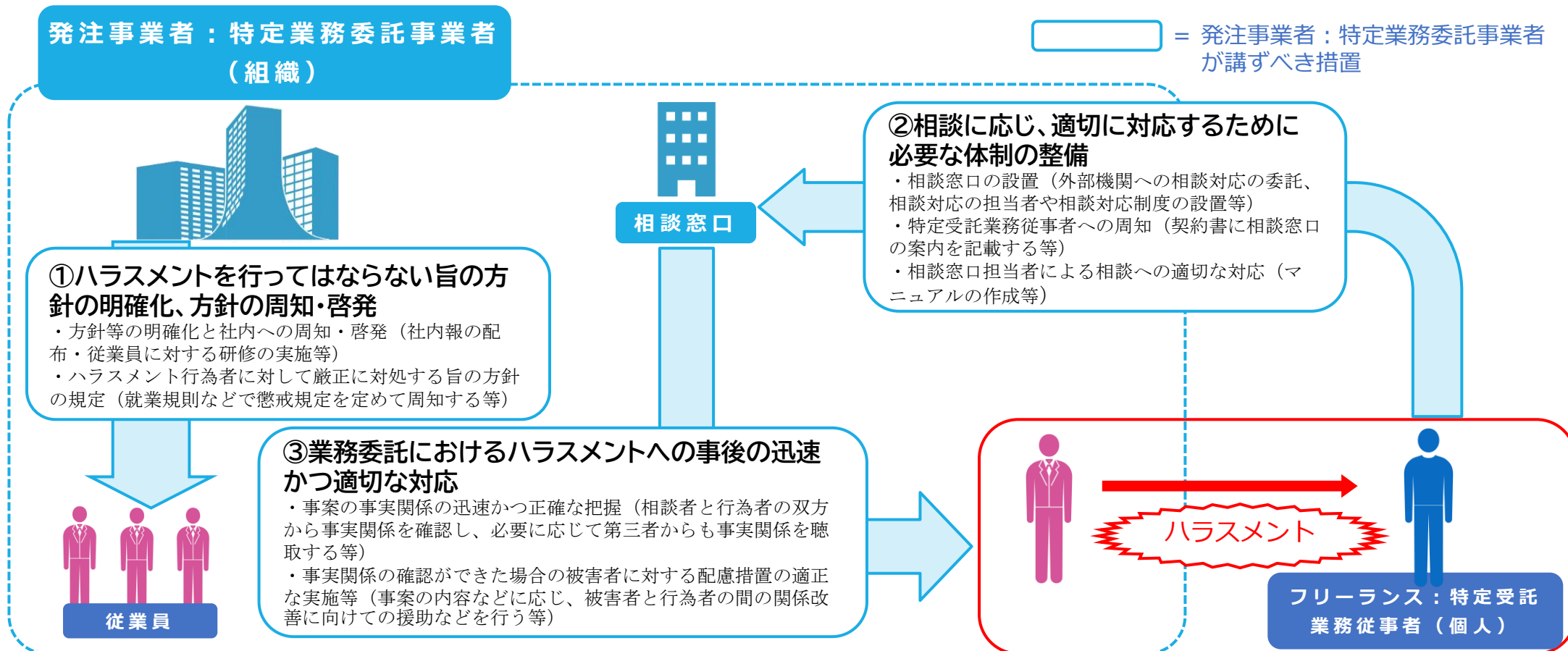
- ☑ 不利益な取扱いに該当する(第13条の望ましくない取扱いに該当する) ほか
- ☑ 第4条(期日における報酬支払義務)や第5条(禁止行為)に違反する場合

もあるので、注意が必要です。

ハラスメント対策に係る体制整備義務(第14条)

発注事業者は、ハラスメント行為によりフリーランスの就業環境を害することのないよう

- **相談対応のための体制整備その他の必要な措置(下図①～③)**を講じなければなりません。
- フリーランスがハラスメントに関する**相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱い**をしてはなりません。



ハラスメント対策に係る体制整備義務(第14条)～ハラスメントの類型～

【セクハラ】 セクシュアル ハラスメント	対価型	性的な言動に対するフリーランスの対応により、契約の解除等の不利益を受けること。 (例) フリーランスに対し性的な関係を要求したが拒否されたため、フリーランスとの契約を解除すること。
	環境型	フリーランスの就業環境が不快なものとなり、能力の発揮に重大な悪影響が生じること。 (例) 発注事業者の雇用する従業員が、同じ事業所において就業するフリーランスに係る性的な内容の情報を意図的かつ継続的に広めたため、フリーランスが苦痛に感じて仕事が手につかないこと。
【マタハラ】 妊娠・出産等 に関する ハラスメント	状態への嫌がらせ型	フリーランスが妊娠・出産したこと、つわりなどにより業務を行えないことなどに関する言動により就業環境が害されるもの。 (例) ・妊娠したことなどを理由として嫌がらせ等をするもの。 ・妊娠したことなどを理由として契約の解除その他の不利益な取扱いを示唆するもの。
	配慮申出等への嫌がらせ型	フリーランスが妊娠・出産に関して法第13条の配慮の申出をしたことなどに関する言動により就業環境が害されるもの。 (例) ・申出をしないように言うなど、配慮の申出を阻害するもの。 ・配慮を受けたことにより嫌がらせ等をするもの。 ・配慮の申出等のみを理由として契約の解除その他の不利益な取扱いを示唆するもの。
【パワハラ】 パワー ハラスメント	定義	業務委託に関して行われる①取引上の優越的な関係を背景とした言動であって、②業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③フリーランスの就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすもの。
	身体的な攻撃 (例)殴打・足蹴りを行うこと。	過大な要求 (例)明確な検収基準を示さずに嫌がらせのためにフリーランスの給付の受領を何度も拒み、やり直しを強要すること。
	精神的な攻撃 (例)契約内容に基づき成果物を納品したにもかかわらず正当な理由なく報酬を支払わないことまたは減額することを、度を超して繰り返して示唆するまたは威圧的に迫ること。	過小な要求 (例)気に入らないフリーランスに対して嫌がらせのために業務委託契約上予定されていた業務や役割を与えないこと。
	人間関係からの切り離し (例)一人のフリーランスに対して、発注事業者の雇用する従業員が集団で無視をし、事業所で孤立させること。	個の侵害 (例)フリーランスを事業所外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりすること。

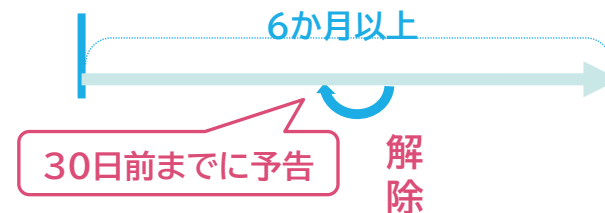


中途解除等の事前予告・理由開示義務(第16条)

□発注事業者は、①**6か月以上の期間**で行う業務委託について、②**契約を中途解除または更新しない場合**には③**例外事由に該当する場合(※)**を除いて、**解除日または契約満了日から30日前までにその旨を予告しなければなりません。**

※ 以下の例外事由に該当する場合は、予告が不要です。

- ① 災害などのやむを得ない事由により予告が困難な場合
- ② フリーランスに再委託している場合で、上流の事業者の契約解除などにより直ちに解除せざるを得ない場合
- ③ 業務委託の期間が30日以下など短期間である場合
- ④ フリーランスの責めに帰すべき事由がある場合
- ⑤ 基本契約がある場合で、フリーランスの事情で相当な期間、個別契約が締結されていない場合



□予告がされた日から契約が満了するまでの間に、フリーランスが**解除等の理由を発注事業者に請求した場合**、発注事業者は、**例外事由に該当する場合(※)**を除いて、**遅滞なく開示しなければなりません。**

※ 以下の例外事由に該当する場合は、理由開示が不要です。

- ① 第三者の利益を害するおそれがある場合
- ② 他の法令に違反することとなる場合

なお、上記事前予告の例外事由に該当する場合は、そもそも事前予告が不要ですので、理由開示義務はかかりません。

事前予告・理由開示の方法

事前予告や理由開示は、①書面の交付、②ファックス、③電子メール等(※)のいずれかの方法で行わなければなりません。

(※)電子メールのほか、SMSやSNSのメッセージ機能などのうち、送信者が受信者を特定して送信することのできるものをいいます。ブログやウェブページなどへの書き込みなどのように、特定の個人が第三者に閲覧させることを主な目的とする手段は含まれません。

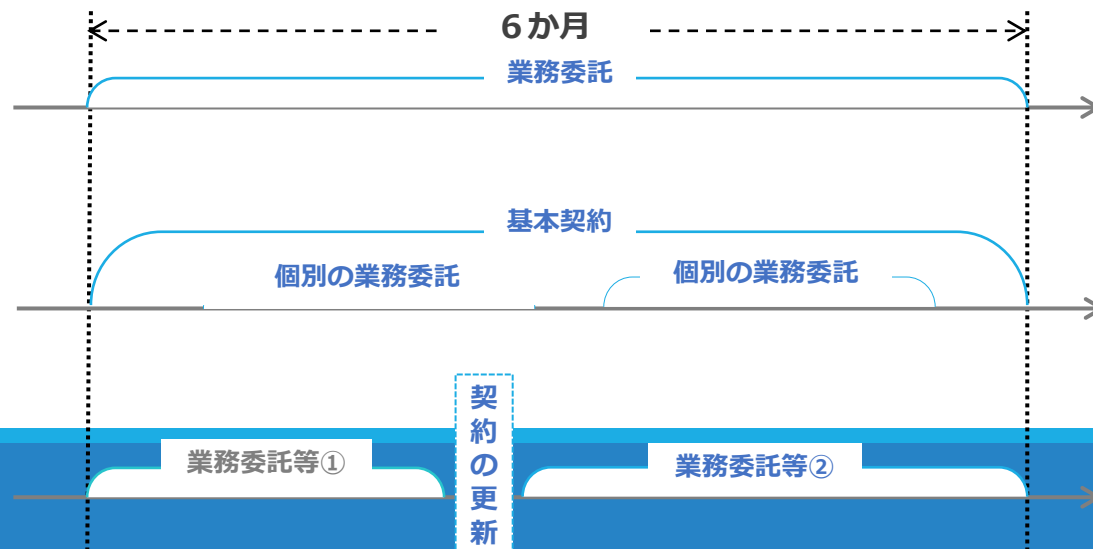
SNSなどで事前予告をする場合、情報の保存期間が一定期間に限られている場合もあることから、発注事業者はフリーランスに対し、ファイルをダウンロードしておくなどして情報を保存するよう伝えることがトラブル防止のために有効です。

契約期間について

単一の業務委託により6か月以上の期間行う場合

単一の基本契約により6か月以上の期間行う場合

契約の更新により6か月以上の期間行う場合



中途解除等に**予告が必要**

基本契約、個別の業務委託に関する契約の**両方**の中途解除等に予告が必要

更新により6か月以上の期間となる業務委託等に関する契約から、中途解除等に予告が必要（**業務委託等①は不要、業務委託等②は必要**）

フリーランスも労災保険に特別加入できます！

令和6年11月から
労災保険に
特別加入できる
ようになりました！

特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

特別加入のメリット

労災保険に特別加入することにより、工作中や通勤中のケガ、病気、障害または死亡等に対して、補償を受けられます。

対 象

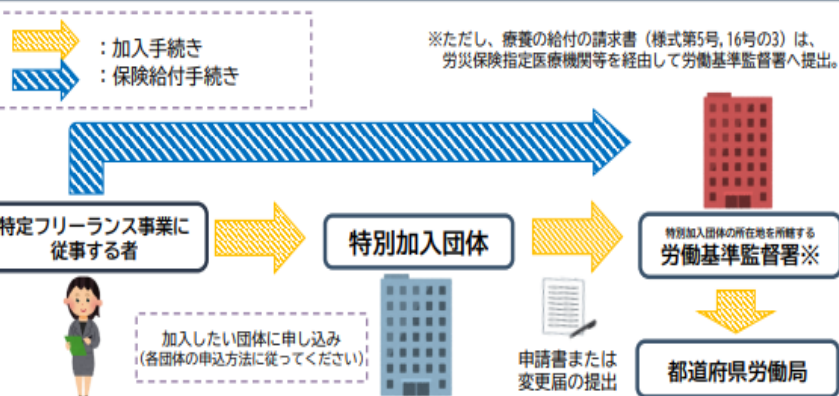
「フリーランス（特定受託事業者※¹）が企業等（業務委託事業者※²）から業務委託を受けて行う事業（特定受託事業）」または「フリーランスが消費者（業務委託事業者以外の者）から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業」（他に特別加入可能な事業または作業を除く）が対象となります。

今回の対象業務について、このリーフレットでは「特定フリーランス事業」と言います。

- （※1） 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）に規定する、業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しないもの
- （※2） 業務委託を行う事業者

詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

加入手続き・保険給付手続きの流れ



資料一覧

ハラスメント対策の対応例(規定、周知用チラシ等)は、下記の島根労働局のホームページ「フリーランス法特設コーナー」に掲載しています。ご参考にしてください。

島根労働局ホームページ
フリーランス法特設コーナー

https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/freelance_00519.html



[本文へ](#) [お問い合わせ](#) [サイトマップ](#)

Google カスタム検索 [検索](#)

[ホーム](#)

[ニュース&トピックス](#) [各種法令・制度・手続き](#) [事例・統計情報](#) [窓口案内](#) [労働局について](#)

[島根労働局](#) > [バナー \(内部・外部リンク\)](#) >

フリーランス・事業者間取引適正化等法が 令和6年11月1日からスタート！

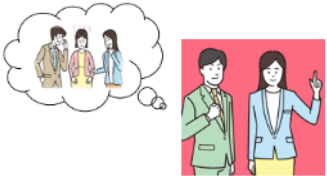
「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）（令和5年度法律第25号）が令和5年4月28日に可決成立し、同年5月12日に公布され、令和6年11月1日に施行されました。個人で働くフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し、業務委託をした際の取引条件の明示、給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払、ハラスメント対策のための体制整備等が義務付けられています。内容等については、以下をご覧ください。

★ハラスメント対策のための体制整備等については、就業規則への規定等の措置の実施が必要です。
規定例等はこちら → [PDF 規定・対応例](#) [W 規定・対応例](#)

★従業員・フリーランスFLハラスメント防止チラシ
(イラスト入り) ▶ [PDF PDF](#) ▶ [W word](#)

★従業員・フリーランスFLハラスメント防止チラシ
(イラストなし) ▶ [PDF pdf](#) ▶ [W word](#)

★フリーランスに対するハラスメントは許しません！
チラシ ▶ [PDF pdf](#) ▶ [W word](#)



[バナー \(内部・外部リンク\)](#)

お役立ち情報

[パンフレット・リーフレット](#)
[上](#)

[法令・様式集](#)

[労働保険の年度更新](#)

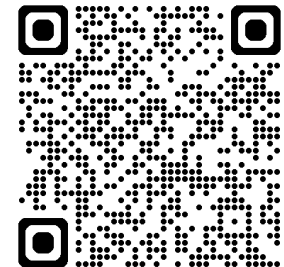
[電子申請](#)

[調達・支払情報](#)

[ジョブカード](#)

[国有財産売却情報](#)

[今日から使える労働法](#)



□厚生労働省ホームページ「フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ」

…ハラスメント対策の研修動画、リーフレット、パンフレット、Q&A、広報動画、公正取引委員会・中小企業庁のサイトへのリンク、相談窓口、本法律の違反被疑事実についての申出窓口、フリーランス110番 等

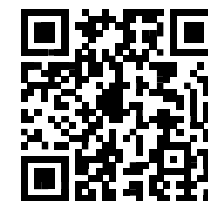


□パンフレット「ここからはじめるフリーランス・事業者間取引適正化等法」

…法第3条から第5条の「取引の適正化」の部分にも載っています。



□パンフレット「就業環境の整備関係 あらまし」



相談先:【就業環境の整備関係】 島根労働局雇用環境・均等室 電話 0852-31-1161

【取引の適正化関係】 公正取引委員会近畿中国四国事務所 中国支所 フリーランス課

電話 082-228-1522

中国経済産業局 産業部 適正取引推進課

電話 082-224-5745